

「エネルギー」で笑顔あふれる地域の未来を創造する

おいでんエネルギー株式会社

「岡崎産再エネでんき」

重要事項説明書

目次

1. 電気供給契約の契約者	2
2. お問い合わせ先	2
3. 供給契約のサービス区域	2
4. おいでんエネルギーの電源	2
5. 電気料金プラン	3
6. 供給開始までの流れ	6
7. ご使用開始日、供給契約の成立、ご契約期間等について	6
8. 他社からの切り替えにともなう不利益事項	7
9. スマートメーターの設置、その他工事費用	7
10. 契約電流 (A)、契約内容 (kVA)	8
11. 供給電気方式、供給電圧および周波数	8
12. 検針日、使用電力量の計量および電気料金の算定期間	8
13. 電気料金の算定方法	9
14. 電気料金その他の支払方法	9
15. 工事負担金相当額の申受けについて	9
16. 違約金の申受けについて	10
17. 供給契約の変更および解約等について	10
18. 需要家の責任に関する事項の遵守	11
19. 電気供給約款の変更および説明方法に関する事前のご承諾	11

ご契約頂く前に必ずご確認ください

- 本書はお客さまとおいでんエネルギー株式会社（以下「当社」といいます）との電気供給契約（以下「供給契約」といいます）の概要を説明するものです。
- 供給契約に係るご契約内容の詳細は電気供給約款（以下供給約款といいます）および料金は、当社ホームページ記載（料金表）をご確認ください。
- 当社は、供給約款または料金表を必要に応じて変更する場合があります。この場合、契約期間満了前にあっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給約款または料金表によります。変更内容につきましては当社ホームページに掲載する等、適切な方法によりお客さまにお知らせいたします。
なお、本書も、供給約款または料金表の変更に応じて変更されます。

1. 電気供給契約の契約者

おいでんエネルギー株式会社

〒471-0071 愛知県豊田市東梅坪町3丁目1-5

代表取締役 松原 俊介

設立：2018年5月1日

資本金：16,000,000円

経済産業省の定める小売電気事業者 登録番号：A0571 おいでんエネルギー株式会社

2. お問い合わせ先

おいでんエネルギー株式会社

愛知県豊田市東梅坪町3丁目1-5

メール：info@oidenenergy.com

3. 供給契約のサービス区域

当社の供給契約におけるサービス区域は、約款参照。

4. おいでんエネルギーの電源

- 太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー、日本卸電力取引所からの調達を含むその他の手段にて電気の調達を行います。
- 当社は、年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を単位とし、電源構成の当該年度計画および前年度実績をインターネット上で開示いたします。

5. 電気料金プラン

岡崎市内で発電された再生可能エネルギー由来の非化石証書を活用し環境価値に紐づけされた電気を提供する「岡崎産再エネでんき」は「岡崎産B」「岡崎産C」「岡崎産スマートライフプラン」「岡崎産昼とくプラン」「岡崎産低圧電力」「岡崎産高圧電力」の料金メニューをご用意しています。料金メニューの詳細は次の通りとなります。

「岡崎産再エネでんき」

★「岡崎産B」

契約電流	基本料金 (1 契約あたり)	電力量料金		
		最初の 120kWh まで	120kWh ～ 300kWh	300kWh 以上
30 A	891.00 円	<u>21.20 円</u>	<u>25.67 円</u>	<u>28.38 円</u>
40 A	1,188.00 円			
50 A	1,485.00 円			
60 A	1,782.00 円			

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

★「岡崎産C」

契約容量	基本料金 (1 kVA あたり)	電力量料金 (1 kWh あたり)		
		最初の 120kWh まで	120kWh ～ 300kWh	300kWh 以上
6kVA 以上 50kVA 未満	297.00 円	<u>21.70 円</u>	<u>25.67 円</u>	<u>27.06 円</u>

※1 kVA は 10 A に相当します。

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

★岡崎産スマートライフプラン

契約容量	基本料金	電力量料金（1 kWh あたり）		
		デイトタイム	@ホームタイム	ナイトタイム
10kVA まで	1838.44 円	<u>33.00 円</u>	<u>28.46 円</u>	<u>16.52 円</u>
10kVA を超える 1 kVA あたり	321.14 円			

※1 kVA は 10A に相当します。

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

※2 デイトタイム（平日 10 時～17 時）/ホームタイム（平日 8 時～10 時・平日 17 時～22 時・休日 8 時～22 時）/ナイトタイム（全日 22 時～翌 8 時）

休日とは土曜日、日曜日、祝日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

★岡崎産昼とくプラン

春秋全日				
契約容量	基本料金	電力量料金（1 kWh あたり）		
		デイトタイム 10:00～17:00	@ホームタイム 8:00～10:00 17:00～22:00	ナイトタイム 22:00～8:00
10kVA まで	1838.44 円	<u>16.42 円</u>	<u>27.75 円</u>	<u>26.55 円</u>
10kVA を超える 1 kVA あたり	321.14 円			

夏冬平日				
契約容量	基本料金	電力量料金（1 kWh あたり）		
		デイトタイム 10:00～17:00	@ホームタイム 8:00～10:00 17:00～22:00	ナイトタイム 22:00～8:00
10kVA まで	1838.44 円	<u>18.50 円</u>	<u>28.52 円</u>	<u>26.55 円</u>
10kVA を超える 1 kVA あたり	321.14 円			

夏冬休日				
契約容量	基本料金	電力量料金（1 kWh あたり）		
		-	@ホームタイム 8:00~22:00	ナイトタイム 22:00~8:00
10kVA まで	1838.44 円	-	<u>25.49 円</u>	<u>26.55 円</u>
10kVA を超える 1 kVA あたり	321.14 円			

※1 kVA は 10A に相当します。

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

※2 デイタイム（平日 10 時～17 時）/ホームタイム（平日 8 時～10 時・平日 17 時～22 時・休日 8 時～22 時）/ナイトタイム（全日 22 時～翌 8 時）

休日とは土曜日、日曜日、祝日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

★岡崎産低圧電力

契約容量	基本料金 (1 kW あたり)	電力量料金（1 kWh あたり）	
		夏季 7 月 8 月 9 月	その他季 夏季以外の月
1kW 以上 50kW 未満	1089.00 円	<u>16.84 円</u>	<u>15.29 円</u>

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

6. 供給開始までの流れ

お客さまから申込を受理し、切り替えの手続きを開始いたします。

1. ご利用開始申込、口座振替依頼書の受理又はクレジットカード登録



2. 当社にて切替え手続き



3. スマートメーターへ交換が必要な場合（一般送配電事業者、請負会社にて実施）



4. 当社から契約締結完了と供給開始日のお知らせ郵送



5. 電力供給開始（郵送が間に合わない場合でも供給は開始されます）

7. ご使用開始日、供給契約の成立、ご契約期間等について

（1）ご使用開始日（供給開始日）

①他社からの切り替え（スイッチング）の場合

お客さまからのお申し込み後、当社スイッチングシステム上で申込内容が一致していることを確認します。

申し込み受付のご連絡は、確認作業等で通常3営業日ほどお時間をいただいております。

なお、お申込みに必要なお客様の情報は、お客さま名義（フリガナ）、需要場所、連絡先、供給地点特定番号、料金プラン、契約容量、料金の支払方法、になります。

ご利用開始は、原則として標準処理期間（供給契約の切り替え手続き等に要する期間）以降に到来する最初の検針日となります。

標準処理期間とは次の通りです。

●スマートメーターが設置されていない場合

所定の手続きが終了してから『8営業日+2暦日』

●スマートメーターが設置されている場合

所定の手続きが終了してから『1営業日+2暦日』

②お引越し先で当社の電気をご使用される場合

原則としてお客さまがご希望された日をご使用開始日といたします。なお、お申込みが使用開始の翌日以降となった場合でも、ご使用開始日にさかのぼってご契約いただきます。

※他社からの切り替え、お引越しの場合とも、具体的なご使用開始日は、別途当社より「確認書」を郵送しお客さまにお知らせいたします。

(2) 供給契約の成立

供給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(3) ご契約期間および自動更新

ご契約期間は、ご使用開始日から1年目の日までといたします。ただし、原則として契約期間満了日の10営業日前までにお客さまから別段の意思表示が無い場合には、供給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。

8. 他社からの切り替えにともなう不利益事項

供給契約を他の小売電気事業者から当社に切り替えていただく場合に、次のような不利益を被る可能性がありますのでご注意ください。実際にどのような不利益を被るのかにつきましては、現在の小売事業者とのご契約内容をご確認ください。

不利益事項の例

- 契約期間中の解約に伴う違約金の発生（複数年契約などの場合）
- 各社発行ポイント等特典の失効
- 継続利用割引に適用される継続利用期間の終了
- 過去電力使用量に関する小売電気事業者への照会不可

9. スマートメーターの設置、その他工事費用

- スマートメーターが設置されていないお客さまは、スマートメーターへの交換が必要となります。
- スマートメーターとは、遠隔から自動検針、30分ごとの電気のご使用量を計量することができる電力メーター（計量器）です。
- スマートメーターへの取替工事に係る費用は原則無料で、停電することはありません。やむを得ず停電工事になる場合は、事前に工事業者より連絡があります。
- スマートメーターは、中部電力株式会社の送配電事業部門（以下、一般送配電事業者といいます）が設置、所有し、維持及び運用を行います。
- スマートメーターへの設置工事日につきましては、事前に一般送配電事業者または工事会社等からお客さま宛てにお知らせいたします。
- お客さまのご要望（計量器の設置位置の変更等）によって、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に工事が発生する場合には、一般送配電事業者の託送供給等約款および当社の供給約款に記載されている内容に基づき、お客さまに工事費負担金に相当する金額をご負担いただくことがあります。この場合、当社からお客さまにお知らせし、原則として工事着工前に、当該工事負担金

をご請求させていただきます。

10. 契約電流 (A)、契約容量 (kVA)

(1) 契約電流

- 契約電流は、ご契約上使用できる最大電流（アンペア [A]）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト (V) に換算した値といたします。また、契約電流は、5 アンペア、10 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- 契約電流に応じて一般送配電事業者が、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます）を取り付けます。なお、この電流制限器等の取り付けに伴い、お客さまが費用をご負担されることはありません。

(2) 契約容量

ご契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア [kVA]）をいい、原則として、あらかじめ設定していただいた契約主開閉器の定格電流に基づき算定された値といたします。

11. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、一般送配電事業者の託送供給等約款の定めによりますが、原則として、交流単相 2 線標準電圧 100 ボルト (V) もしくは 200 ボルト (V)、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト (V) および 200 ボルト (V)、周波数は標準周波数 60 ヘルツ (Hz) といたします。

12. 検針日、使用電力量の計量および電気料金の算定期間

(1) 検針日

検針日は、託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者が定めます。

(2) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、1 ヶ月ごとに一般送配電事業者の計量器により計量した値といたします。

(3) 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、お客さまが電気の使用を開始（もしくは廃止）した場合は開始した日～検針日の前日（もしくは検針日～廃止した日の前日）の期間となります。

13. 電気料金の算定方法

- 電気料金は供給約款に定める契約種別ごとに、契約電流、契約容量の大きさで決まる基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算いたします。なお、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算または差し引きして計算いたします。ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額となります。

「電気料金」＝「基本料金」＋「電力量料金」＋「再エネ賦課金」＋「燃料費調整額」

なお、請求書の郵送を希望されるお客さまには別途手数料 100 円（税別）を申し受けます。

- お客さまが支払期日を経過してなお電気料金をお支払いいただけない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期日の日数に応じて、延滞利息（年利 10%）を申し受けます。なお、延滞利息のお支払は電気料金のお支払いが完了した日より算出し、次回以降の電気料金に加えて請求いたします。
- 電力量料金については、料金の算定期間の使用電力量により算出いたします。
- お客さまが検針日以外の日より電気の使用を開始（もしくは廃止）した場合は当社の供給約款に基づき基本料金、電力量料金の日割計算を行います。
- その他、電気料金の算定方法の詳細は、当社の供給約款に準じます。

14. 電気料金その他の支払方法

- 電気料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、電気料金その他の収納業務を行う当社が指定した金融機関を通じて期日までにお支払いいただきます。ただし、一般総配信事業者の検針スケジュールやその他特別の事情がある場合には、2ヶ月以上の電気料金をまとめてお支払いいただくことがあります。なお、電気料金のお支払い方法については、銀行等の金融機関を利用した口座振替（口座振替の手数料は当社負担となります。）又は、クレジットカード払いとなります。

<ご注意>

- 使用電力量および電気料金、その他ご請求金額等は専用のWebサイトにてご確認ください。
- お客さまのご都合により、お支払いが支払期日までに成されなかった場合、当社の口座にお振り込みをお願い致します。なお、振込み手数料はお客さま負担となります。

15. 工事負担金相当額の申受けについて

当社は、一般送配電事業者からお客さまへの電気の供給に係る工事費負担金の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、一般総配信事業者の工事着手前にお客さまから申し受けます。

16. 違約金の申受けについて

お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

17. 供給契約の変更および解約等について

契約期間内における供給契約の変更および解約等については、次の通りとなります。

(1) お客さまからの供給契約の変更および解約

- お客さまが供給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをいただきます。なお、この場合、当社は、本人確認をさせていただくことがあります。
- お引越し等、お客さまのご都合により電気を継続してご使用にならないことが明らかな場合は供給契約を解約することができますのでお引越しの時期が決まりましたら、すみやかに当社までご連絡をお願いいたします。なお、この場合、当社は本人確認をさせていただきます。
- 当社から他の小売電気事業者へ供給契約を切り替える場合の供給契約の解約は、他の小売電気事業者を通じて行われますので、お客さまから当社にご連絡いただく必要はありません。
- 契約締結より1年未満に解約になった場合のみ、解約手数料5,000円（税別）を申し受けます。ただし、引越し等のやむを得ない事由により解約となる場合、事務手数料はかかりません。

(2) 当社からの供給契約の解除

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまとの供給契約を解除することがあります。なお、この場合、原則として15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

- ①お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合
- ②お客さまが当社の供給契約の定めにより支払を要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金および当社の供給約款から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
- ③お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行った場合
- ④その他、当社の供給約款に基づき当社が必要と判断した場合

(3) 供給開始後1年未満の供給契約の消滅等による清算金等

お客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、もしくは増加された後1年に満たないで供給契約を消滅させる場合、またはお客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力をあらたに設定、もしくは増加された後1年に満たないで契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合で、拓送供給等約款に定めるところにより、当社が料金または工事費の精算（以下「1年未満臨時精算」といいます）に係る請求を一般送配電事業者から受けた場合には、当社は、1年未満臨時精算に相当する金額をお客さまから申し受けます。

(4) 最終保障供給・特定小売供給のお申込み

当社との供給契約の解約に伴い、お客さまが他の小売電気事業者から電気の供給を受けられない場合で、

引き続き電気の供給を希望される場合には。お客さまは一般送配電事業者に対し、特定小売供給を申し込むことにより電気の供給を継続することができます。

18. 需要家の責任に関する事項の遵守

お客さまが当社に供給契約に係るお申込みをいただくにあたり、一般送配電事業者の託送供給等約款およびその他の託送供給に関する供給条件等に定められた「需要家の責任に関する事項」を遵守し、かつ、当該事項を遵守する旨の承諾をしていただきます。

需要家の責任に関する事項の例

- 電気の供給に必要な業務を行うために、一般送配電事業者や関連業者がお客さまの敷地内等に立ち入る場合、その立入り許可の承諾等の協力をしていただきます。
- 電気の供給上または保安上必要がある場合に電気の使用中止、または制限にご協力いただきます。
- お客さまへの電気の供給にあたり、一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力いただきます。
- 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。

19. 電気供給約款の変更および説明方法に関する事前のご承諾

- お客さまが当社へ供給契約をお申込みいただくにあたり、当社の供給約款をあらかじめご承諾いただきます。
- 当社は、次の場合に供給約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の電気供給約款によります。
 - ①一般送配電事業者の託送供給等約款が改定された場合、関連する法令等が改正された場合その他当社が必要とした場合
 - ②消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合
 - ③その他当社が特に必要と判断した場合
- 当社は供給約款等の供給契約に関する条件を説明した書面を交付する場合、専用のWebサイトに記載する方法その他当社が適当と判断した方法により行うこと、および説明内容や記載事項が一部省略することについて、お客さまが同意するものといたします。
- 当社の供給約款の変更の内容が供給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合等における供給条件の説明については、当社は、関係する法令等の範囲内において、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。